

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 組織(第2条—第11条)</p> <p>第3章 役員等(第12条—第14条)</p> <p>第4章 職員(第15条・第16条)</p> <p>第5章 本部の組織及び運営(第17条—第21条)</p> <p>第6章 部局の組織及び運営(第22条—第26条)</p> <p>第7章 雑則(第27条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(適用)</p> <p>第1条 国立大学法人東京農工大学及びその設置する東京農工大学(以下「本学」という。)の組織、施設及びその運営は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)(以下「法人法」という。)、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)等関係法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2章 役員等</p> <p>(学内施設)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 組織(第2条—第11条)</p> <p>第3章 役員等(第12条—第14条の2)</p> <p>第4章 職員(第15条・第16条)</p> <p>第5章 本部の組織及び運営(第17条—第21条)</p> <p>第6章 部局の組織及び運営(第22条—第26条)</p> <p>第7章 雑則(第27条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(適用)</p> <p>第1条 国立大学法人東京農工大学及びその設置する東京農工大学(以下「本学」という。)の組織、施設及びその運営は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)以下「法人法」という。)、学校教育法(昭和22年法律第26号)及び独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)等関係法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2章 役員等</p> <p>第6条 (略)</p>	

<p>2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。</p> <p>3 前項の規定により置かれる組織及び施設は、別表に掲げるものとする。</p> <p>第3章 役員等</p> <p>(副学長)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 副学長は、理事又は次条に規定する職員をもって充てる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(職員の種類)</p> <p>第15条 本学に、教育職員、事務職員及び技術職員を置く。</p> <p>2 職員の職制は、別に定める。</p> <p>別表(第6条第2項及び第3項関係)</p> <table border="1" data-bbox="179 1093 533 1181"> <tr> <td>組織及び施設の名称</td> </tr> <tr> <td>環境リーダー育成センター</td> </tr> </table>	組織及び施設の名称	環境リーダー育成センター	<p>第3章 役員等</p> <p>(副学長)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 副学長は、理事又は第15条に規定する職員をもって充てる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(副理事)</p> <p>第14条の2 本学に、副理事を置くことができる。</p> <p>2 副理事は、次条に規定する職員をもって充てる。</p> <p>3 その他副理事について必要な事項は、別に定める。</p> <p>第15条 (略)</p> <p>別表(第6条第2項及び第3項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1075 1093 1375 1181"> <tr> <td>組織及び施設の名称</td> </tr> <tr> <td>卓越リーダー養成機構</td> </tr> </table>	組織及び施設の名称	卓越リーダー養成機構	
組織及び施設の名称						
環境リーダー育成センター						
組織及び施設の名称						
卓越リーダー養成機構						

附 則 (平成31年4月1日経教規則第2号)  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。